

進路通信

No.28

2月27日(木)

公立高校一般選抜合格発表 3月5日(水)

いよいよとなりました。

各高校とも、3月5日(水)14:00に高校ホームページに合格者の受検番号が掲載されます。中学校にも、14:00にメールにて通知があります。

本校では、これまでと同様に、放課後に生徒一人一人に担任から合否についてお伝えをします。その際に、以下について確認をします。

- 1 合格の場合は、合格者登校日などについて確認をし、【進路先決定届】の用紙を渡すので、保護者連名のうえ、翌日に提出すること。
- 2 不合格の場合は、私立高校の手続きを期間内にすませ、【進路先決定届】の用紙を渡すので、保護者連名のうえ提出すること。
- 3 不合格者で、進路未定となる場合は早急に三者面談をし、今後の方向性の確認をすること。

※ 上記3についてのみ、保護者への連絡をいたします。

長崎県公立高等学校生徒通学費補助金制度の改正について

県では、公立高等学校に通学する生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、就学支援金の受給要件を満たす者又は授業料の金額が免除となる者のうち、高額定期券(月額30,000円以上)を購入している保護者に対して通学費を補助しています。

この制度が以下の内容で改正され、令和7年度新一年生から適用されます。ただし、新2、3年生は現行制度のままとなります。

詳細については、別紙を御参照ください。

諫早市奨学生の募集について 令和7年3月3日(月)~4月30日(水)

諫早市の育英事業として、令和7年度諫早市奨学生の募集が行われます。必要があれば、担任まで申し出てください。

- 1 貸付の対象学校 ・高等学校 ・高等専門学校 ・短期大学 ・大学
・専修学校、各種学校及びこれらに準ずる教育を行う教育施設
- 2 貸付月額 10,000円 または 20,000円
- 3 出願資格 ・経済的理由で就学が困難な者であること。
・諫早市に1年以上住所を有する方の子であること。
・学業成績がおおむね3.0以上で品行方正であること。
- 4 募集人数 40人(募集人数を超えた場合は選考あり)

中学3年生及び保護者の皆様へ

長崎県公立高等学校生徒通学費補助金制度の改正について

県では、公立高等学校に通学する生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、一定の支給要件の下で、遠距離通学をしている生徒の通学経費を補助しています。

この度、令和7年4月から公立高等学校に通学する新1年生の保護者等を対象に、通学費補助金制度を次のとおり改正する予定としていますので、お知らせします。

◎令和7年度からの補助内容(令和7年3月下旬頃に正式決定予定)

●支給要件

県内(※)に居住し、長崎県公立高等学校(全日制又は定時制)に通学している生徒の保護者等で、次の要件のいずれかを満たす者

- ① 親権者等の県市町村民税所得割額の総額が0円(非課税)である者
- ② 就学支援金の支給要件を満たす場合又は授業料の全額を免除となる者で、1ヶ月相当の定期券が25,000円以上の者

※国の就学支援金制度の動向によっては、一定の所得要件を設ける予定です。

※長崎県立高等学校の通学区域に関する規則第2条又は第2条の2に定められた地区(通学区域については、県ホームページ「[通学費の補助について | 長崎県](#)」をご覧ください。)

QRコード



●1ヶ月の補助額

- ① 親権者等の県市町村民税所得割額の総額が0円(非課税)である者

$(1\text{ヶ月相当の定期券額} - \text{控除基本額}(12,000\text{円})) \times 10 / 10$

※100円未満切捨て

- ② 就学支援金の支給要件を満たす場合又は授業料の全額を免除となる者で、1ヶ月相当の定期券が25,000円以上の者

$(1\text{ヶ月相当の定期券額} - 25,000\text{円}) \times 10 / 10$

※100円未満切捨て

◎現在の通学費補助金制度

在校生(令和7年度 新2・3年生)の保護者等については、令和7年4月以降も現在の通学費補助金制度が適用されます。

※その他、通学費補助金制度についてご不明の点がありましたら、下記担当までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

長崎県教育庁教育環境整備課 県立学校管理班

TEL:095-894-3323

FAX:095-894-3471